

令和2年10月15日

消費者安全法に基づく重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データベース登録について

消費者安全法第12条第2項により消費者庁に通知のあった下記の消費者事故等の情報を、事故情報データベースに登録することとしたので、お知らせします。

1. 事故情報(食中毒情報を除く。)

| | 事故発生日 | 製品名等 | 事故内容 | 発生都道府県 |
|---|-----------|----------------|--|--------|
| 1 | 令和2年10月5日 | 運輸サービス(ロープウェイ) | ロープウェイが駅間で停止し、乗客数十名が一時的に閉じ込められた。 | 神奈川県 |
| 2 | 不明 | リチウム電池内蔵充電器 | 充電中のリチウム電池内蔵充電器が膨張し、発煙。 | 兵庫県 |
| 3 | 令和2年10月9日 | 車椅子 | 住宅において、消費者が車椅子移乗時に左膝がフレーム内にはまり、左膝圧挫の軽傷。 | 秋田県 |
| 4 | 令和2年7月11日 | 椅子 | 17年前に購入した椅子に着座中、背もたれが外れて転倒。後日、右眼後部硝子体剥離と診断された。 | 千葉県 |

2. リコール・自主回収情報

| | 製品名等 | 届出内容 |
|---|--------------------------------|--|
| 1 | 軽自動車(三菱 i-MiEV) | 軽自動車(エアコン)のリコール。(4810) エアコンの電動コンプレッサーにおいて、カバーの耐腐食性能が不十分のため、コンプレッサー内部に水分が浸入することがある。そのため、コンプレッサー内部で漏電が発生すると、EV警告灯が点灯すると共にモーター出力が制限されることがある。また、その状態で、停車後にPレンジにシフトすると電源が遮断され、走行不能となるおそれがある。 |
| 2 | 軽自動車(スズキ キャリイ 他) | 軽自動車(燃料装置)のリコール。(4812) 燃料タンクにおいて、車体への取付部位の強度が不足しているため、走行中の振動により当該取付部位付近に亀裂が発生するものがある。そのため、そのまま使用を続けると、亀裂が進行し燃料がにじみ出ることがあり、最悪の場合、滴下するおそれがある。 |
| 3 | 普通乗用自動車(オペル アストラ 他) | 普通乗用自動車(その他の装置)のリコール。(外-3107) 運転席側のエアバッグのインフレーター(膨張装置)において、環境温度及び湿度変化の繰り返しによりガス発生剤が劣化することがある。そのため、エアバッグ展開時にインフレーター内圧が異常上昇して、インフレーター容器が破損するおそれがある。 |
| 4 | 普通乗用自動車(フォルクスワーゲン ポロ 1.0/70kW) | 普通乗用自動車(排出ガス発散防止装置)のリコール。(外-3108) 排出ガス発散防止装置において、触媒コンバーター組立工程の生産管理が不適切なため、正規と異なる触媒コンバーターが組み付けられているものがある。そのため、エンジン制御との整合性が合わず、触媒内部に粒子状物質が堆積し、警告灯が点灯して、最悪の場合、触媒コンバーターが損傷し、排出ガスが基準値を超えるおそれがある。 |

3. 食中毒情報

| | 事故発生日 | 原因施設・原因食品 | 病因物質 | 発生都道府県 |
|---|---------------|-------------------------|------------------|--------|
| 1 | 令和2年10月2日 | 給食施設(提供日不明の食事) | 調査中 | 岐阜県 |
| 2 | 令和2年9月29日 | 給食施設(9月29日の弁当) | ウエルシュ菌 | 埼玉県 |
| 3 | 令和2年9月29日 | 飲食店(9月27日の食事) | カンピロバクター | 福岡県 |
| 4 | 令和2年9月8日 | 飲食店(9月7日の食事) | カンピロバクター | 東京都 |
| 5 | 令和2年10月4日 | 販売店(販売日不明の食品) | 植物性自然毒(クサウラベニタケ) | 秋田県 |
| 6 | 令和2年9月26日(初発) | 販売店(9月26日及び27日に販売された食品) | 植物性自然毒(クワズイモ) | 宮崎県 |

| | | | | |
|---|-----------|----------------|----------|-----|
| 7 | 令和2年10月3日 | 宿泊施設(10月2日の食事) | 調査中 | 岡山県 |
| 8 | 令和2年9月20日 | 飲食店(9月17日の食事) | カンピロバクター | 東京都 |
| 9 | 令和2年10月2日 | 飲食店(10月2日の食事) | アニサキス | 千葉県 |

4. 留意事項

これらは、消費者安全法の規定に基づく通知内容の概要であり、消費者庁として事故原因等を確定したものではありません。

「2. リコール・自主回収情報」の届出内容欄のリコール情報等における()内の数字は、リコール届出番号、改善対策届出番号です。消費者安全調査委員会(消費者庁)に申出のあった事故情報については、右端に※印を記載しています。

上記情報は、登録後、事故情報データベース(URL:<https://www.jikojoho.go.jp>)で「消費者事故等(2020年10月15日公表分)」をフリーワードに入力すると検索可能になります。

本件に対する問合せ
消費者庁消費者安全課 照井、西口
TEL : 03(3507)9263 FAX : 03(3507)9290